

## 都市緑地法運用指針改正案（新旧対照表）

### ○緑地管理機構関係部分

改 正 案	現 行
<p>1 2 緑地管理機構制度</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緑地管理機構制度の内容</p> <p>① 機構の指定 (略)</p> <p>② 機構の業務</p> <p>機構の指定にあたっては、法第69条各号の業務（選択制になっている業務については選択した業務）を適正かつ確実に行うことができると認められることを必要とするが、これは、公益法人又はNPO法人の定款又は寄附行為において本業務内容と全く同一のものが記載されていることを必要とするものではなく、同号の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであれば、機構として指定し得るものである。</p> <p>また、機構は、同条各号の業務を行うことの他にも、公益法人又はNPO法人として、その設立の目的の範囲内で業務を行うことができるものであり、緑地の保全及び緑化の推進に関し同条各号に定める業務以外の業務を行うことを妨げるものではない。</p> <p>なお、平成16年法改正に伴い、機構が行う管理協定の対象の土地の区域に緑地保全地域が含まれ、<u>また、平成18年法改正に伴い、機構が行う買取り対象の土地が「都市計画区域内の土地」から「主として都市計画区域内の緑地についても必要な場合には機構が買取りを行うことができることとなったが、それを除き機構の行う業務の性質、範囲に変更があるものではなく、森林の整備に関する事項を含まない。</u></p> <p>ア「管理協定に基づく緑地の管理」に関する業務は、管理協定に基づき緑地保全地域及び特別緑地保全地区内の緑地を管理し、当該緑地を良好な状態で保全するた</p>	<p>1 2 緑地管理機構制度</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緑地管理機構制度の内容</p> <p>① 機構の指定 (略)</p> <p>② 機構の業務</p> <p>機構の指定にあたっては、法第69条各号の業務（選択制になっている業務については選択した業務）を適正かつ確実に行うことができると認められることを必要とするが、これは、公益法人又はNPO法人の定款又は寄附行為において本業務内容と全く同一のものが記載されていることを必要とするものではなく、同号の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであれば、機構として指定し得るものである。</p> <p>また、機構は、同条各号の業務を行うことの他にも、公益法人又はNPO法人として、その設立の目的の範囲内で業務を行うことができるものであり、緑地の保全及び緑化の推進に関し同条各号に定める業務以外の業務を行うことを妨げるものではない。</p> <p>なお、平成16年法改正に伴い、機構が行う管理協定の対象の土地の区域に緑地保全地域が含まれたが、それを除き機構の行う業務の性質、範囲に変更があるものではなく、森林の整備に関する事項を含まない。</p> <p>ア「管理協定に基づく緑地の管理」に関する業務は、管理協定に基づき緑地保全地域及び特別緑地保全地区内の緑地を管理し、当該緑地を良好な状態で保全するた</p>

め、

- i 樹木の剪定、枯損した木竹及び危険な木竹の処理等の管理行為
- ii 当該緑地の保全に関連して必要な施設の整備

を行うことをいうものである。

イ 「市民緑地の設置及び管理」に関する業務は、市民緑地契約に基づき市民緑地を設置するとともに、当該市民緑地を良好な状態で保全するため、樹木の枝打ち、整枝、枯損した木竹の処理等により緑地又は緑化施設の保全を図るとともに、住民の利用に供するための施設の整備、管理を行うことをいうものである。

ウ 「主として都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全」に関する業務は、地域の緑を保全するため、緑地を買い取るとともに、当該緑地を良好な状態で保全するため、樹木の枝打ち、整枝、枯損した木竹の処理等を行うことをいうものである。

エ ア～ウの業務により機構が管理する緑地においては、当該緑地の区域内に標識を設置し、例えば、「〇〇知事指定〇〇緑地管理機構」と、当該緑地の管理者が機構である旨の明示をすることが望ましい。

オ 「住民等の利用に供する緑化施設の管理」に関する業務は、緑化施設整備計画の認定を受けた者（以下この章において「認定事業者」という。）との契約に基づき、認定緑化施設のうち住民等の利用に供するものについて、樹木の剪定、清掃等を実施し、当該緑化施設を良好な状態で維持し、住民等の利用に供することをいうものである。

カ 「認定事業者の委託に基づき、認定計画に従った緑化施設の整備又は認定緑化施設の管理」に関する業務は、認定事業者の委託に基づき、認定された緑化施設整備計画に従った緑化施設の整備を行うこと、認定事業者の委託に基づき、認定緑化施設の樹木の剪定、清掃等の実施し、当該緑化施設を良好な状態で維持することをいうものである。

キ 「認定事業者に対し、認定計画に従っ

め、

- i 樹木の剪定、枯損した木竹及び危険な木竹の処理等の管理行為
- ii 当該緑地の保全に関連して必要な施設の整備

を行うことをいうものである。

イ 「市民緑地の設置及び管理」に関する業務は、市民緑地契約に基づき市民緑地を設置するとともに、当該市民緑地を良好な状態で保全するため、樹木の枝打ち、整枝、枯損した木竹の処理等により緑地又は緑化施設の保全を図るとともに、住民の利用に供するための施設の整備、管理を行うことをいうものである。

ウ 「都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全」に関する業務は、地域の緑を保全するため、緑地を買い取るとともに、当該緑地を良好な状態で保全するため、樹木の枝打ち、整枝、枯損した木竹の処理等を行うことをいうものである。

エ ア～ウの業務により機構が管理する緑地においては、当該緑地の区域内に標識を設置し、例えば、「〇〇知事指定〇〇緑地管理機構」と、当該緑地の管理者が機構である旨の明示をすることが望ましい。

オ 「住民等の利用に供する緑化施設の管理」に関する業務は、緑化施設整備計画の認定を受けた者（以下この章において「認定事業者」という。）との契約に基づき、認定緑化施設のうち住民等の利用に供するものについて、樹木の剪定、清掃等を実施し、当該緑化施設を良好な状態で維持し、住民等の利用に供することをいうものである。

カ 「認定事業者の委託に基づき、認定計画に従った緑化施設の整備又は認定緑化施設の管理」に関する業務は、認定事業者の委託に基づき、認定された緑化施設整備計画に従った緑化施設の整備を行うこと、認定事業者の委託に基づき、認定緑化施設の樹木の剪定、清掃等の実施し、当該緑化施設を良好な状態で維持することをいうものである。

キ 「認定事業者に対し、認定計画に従っ

た緑化施設の整備に必要な資金のあつせん」に関する業務は、例えば、認定事業者に対する緑化施設の整備に関する各種融資制度の紹介等をいうものである。

ク 「緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供する」業務は、例えば、機構の業務や活動に関する広報活動、緑地の保全及び緑化に関する情報の収集及びその提供等を行うことをいうものである。

ケ 「緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行う」業務は、例えば、樹木管理、植栽技術等に関する助言及び指導、緑化ボランティアの育成等を行うことをいうものである。

コ 「緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行う」業務は、例えば、緑に関する意識調査、実態調査等、緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究等をいうものである。

サ 「前各号に掲げる業務に附帯する業務」は、例えば、緑化意識の高揚を図るための各種行事等の開催等を行うことをいうものである。

③・④ (略)

(3)・(4) (略)

た緑化施設の整備に必要な資金のあつせん」に関する業務は、例えば、認定事業者に対する緑化施設の整備に関する各種融資制度の紹介等をいうものである。

ク 「緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供する」業務は、例えば、機構の業務や活動に関する広報活動、緑地の保全及び緑化に関する情報の収集及びその提供等を行うことをいうものである。

ケ 「緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行う」業務は、例えば、樹木管理、植栽技術等に関する助言及び指導、緑化ボランティアの育成等を行うことをいうものである。

コ 「緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行う」業務は、例えば、緑に関する意識調査、実態調査等、緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究等をいうものである。

サ 「前各号に掲げる業務に附帯する業務」は、例えば、緑化意識の高揚を図るための各種行事等の開催等を行うことをいうものである。

③・④ (略)

(3)・(4) (略)